

教員研究用図書の利用手続き申し合わせ

沖縄県立看護大学附属図書館

(平成12年5月18日作成、平成16年3月3日改正、平成22年9月15日改正、平成28年9月7日改正)

この申し合わせ事項は、教員研究用図書貸出細則第3条及び第5条の教員研究用図書の利用手続きに関し、必要な事項を定める。

- 第1 教員研究用図書の備品図書及び消耗品図書の区分は別表1のとおりとし、いずれかの基準に該当するものをその区分とする
- 第2 教員は、研究費で備品図書を購入した際、事務局に提出された請求書の写しと購入した図書を図書館へ提出する。
- 第3 備品図書について、図書館は図書館蔵書として登録を行ない、その後、教員に長期特別貸し出しをする。教員は、登録をした備品図書について、不用時または退官・転任時に図書館に返却する。(備品図書は書き込み・切り取り等不可)
- 第4 消耗品図書については、購入時に図書館登録を行わず、研究用図書の目的に沿って活用し、各教員、各領域ごとに管理する。
- 第5 消耗品図書については、不要時、退官又は転任時に、「沖縄県看護大学附属図書館寄贈図書資料等の受入基準」に該当するものは図書館で登録する。

別表1 備品図書及び消耗品図書の区分表

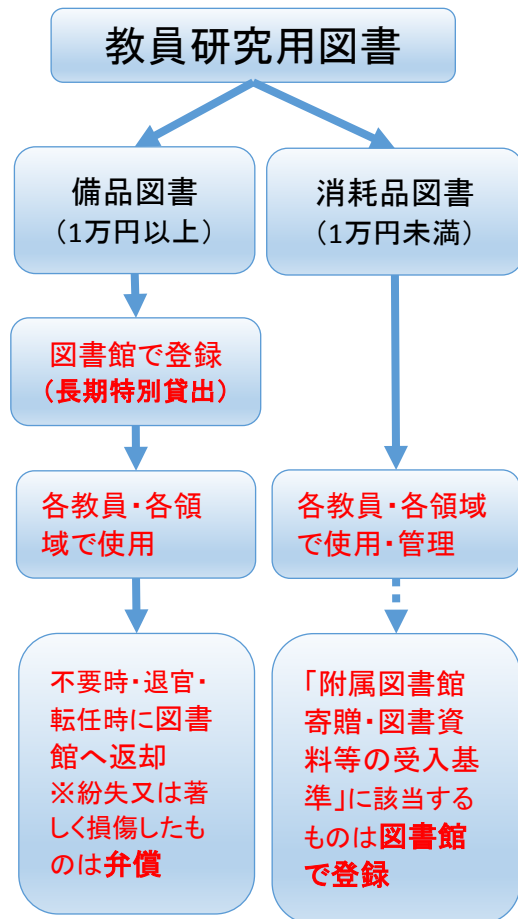
備品図書

基準1	取得価格が1万円以上の図書 (規153(1)④)
基準2	法規集、判例集及び実例集のうち、 加除式のものについては、1万円未 満であっても備品図書扱い (規153(1)④)
基準3	セットもので分け売りのできる経費 (1冊ごとに定価が表示されたも の)については、1冊1万円以上が 図書扱いとなる(規153(1)④)

消耗品図書

基準1	一品の取得価格または取得見積価格 が1万円未満のもの (規153(1)⑤)
基準2	消耗品的刊行物(毎年改訂されるも の等)は1万円以上であっても消耗 品図書扱いとする (規153(1)④)
基準3	その他消耗品扱いが妥当と求められ るもの

(規) …沖縄県財務規則



附則

この基準は平成28年9月7日から施行する。